

でんさいネット説明資料 (でんさいライト編)

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来）

1

でんさいライトができた背景

2

でんさいの基本的な仕組み(おさらい)

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

でんさいライトができた背景

政府が「約束手形・小切手の利用廃止」を示すなど、
手形・小切手の全面的な電子化は待ったなしの状況

- 政府の「約束手形・小切手の利用廃止」などを踏まえ、金融界は産業界と連携・協力を得ながら、
2026年度末までの紙の手形・小切手の全面的な電子化に向け取組中
- 全銀協やでんさいネットとしても周知広報チラシを作成するなど取組みを実施中

【政府による取組み】

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2023改定(2023年6月16日閣議決定)】

- ・**約束手形・小切手の利用廃止**に向けたフォローアップを行う。

【全国銀行協会およびでんさいネットによる全面的な電子化の周知広報チラシ】



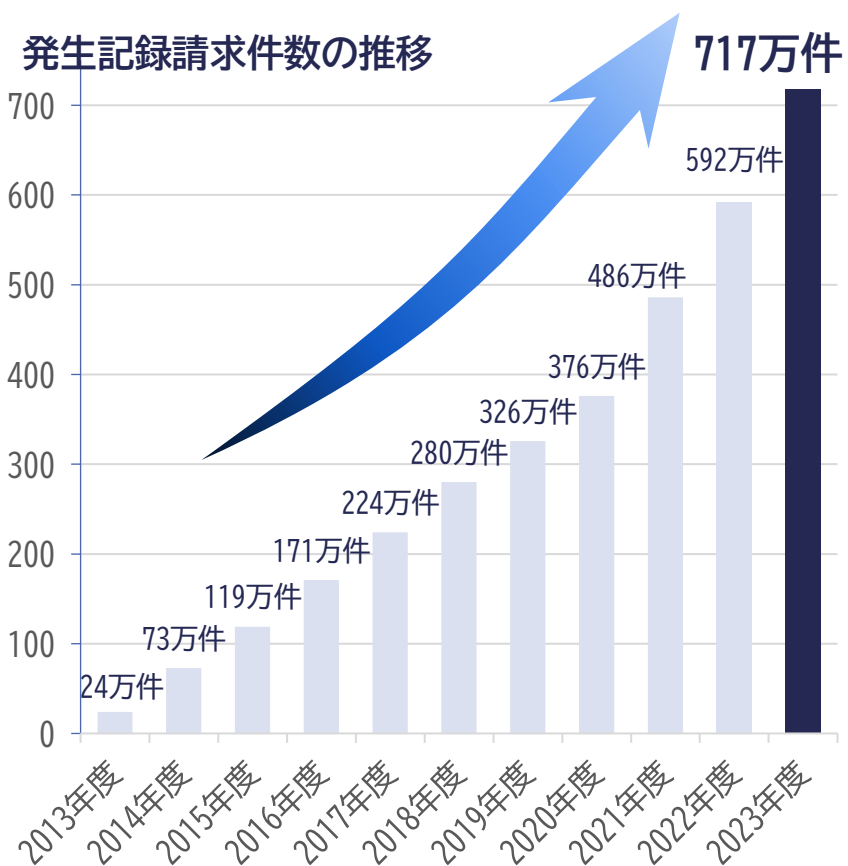
「全国銀行協会作成」



「でんさいネット作成」

全面的な電子化に向けた現在の状況

でんさいの発生記録請求件数（手形でいう振出件数）が右肩上がりに推移
金融機関においても手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを実施



- 2024年以降、3メガバンク等の一部の金融機関では、**手形帳・小切手帳の発行終了予定**などを公表
- また、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止といった取組みを進めている金融機関もあり

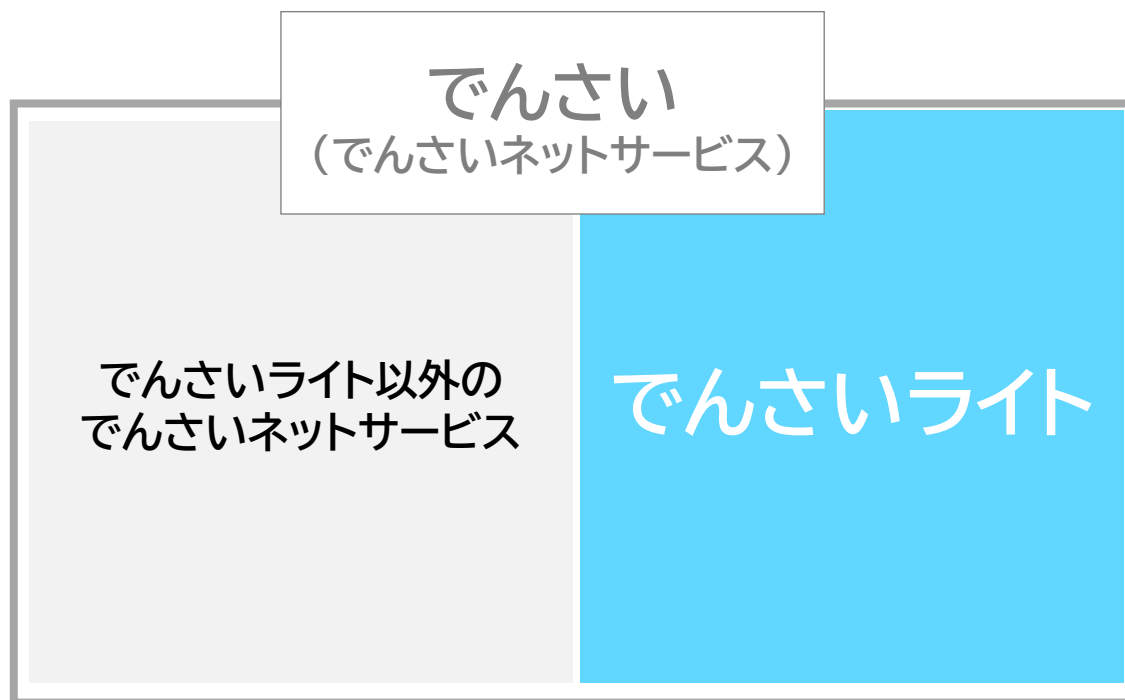
でんさいを含めた電子的決済サービスへの移行が活発

1

でんさいライトができた背景

でんさいとでんさいライトの違い

でんさいは、でんさいネットが提供するサービス全般を指す（＝でんさいネットサービス）
でんさいライトは、でんさいネットサービスの一つ



- でんさいネットが取り扱う電子記録債権を **でんさい**（でんさいネットサービス）
- でんさい（でんさいネットサービス）は、「**でんさいライト**」「**でんさいライト以外のでんさいネットサービス**」がある
- でんさいを利用するためには、**取引金融機関への利用申込みが必要**（「でんさいライト」と「でんさいライト以外のでんさいネットサービス」いずれも）

でんさいライトができた背景

でんさいライトは、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一つ
でんさいの利用に踏み切れなかった、手形・小切手を利用中の事業者さま（お取引先）への新しいサービス

手形振出・取立企業とも
に**約8割**がでんさい
未利用（未契約＋未稼働）

2024年3月25日実施（手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（事務局：全銀協）資料）より

■**でんさい未利用の理由**は、「仕組みや使い方がわからない」「取引の相手方が使っていない」「社内事務手順等の体制整備が整わない」が続く

	2022年度下期	2023年度上期	2023年度下期
仕組みや使い方がわからない	1位	1位	1位
取引の相手方が使っていない	2位	2位	2位
社内事務手順等の体制整備が整わない	3位	3位	3位

2024年3月25日実施（手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（事務局：全銀協）資料）より

その中でも、「ITサービス全般に抵抗がある」「取引先がIBを契約していない」「振出枚数が少なくコストが見合わない」といったお声が多い

これまで、でんさいの利用に踏み切れなかった事業者さま（お取引先）に利用いただくために、**でんさいライト**のサービスを構築

1

でんさいライトができた背景

2

でんさいの基本的な仕組み(おさらい)

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

ここからはでんさいライトを含めた
でんさいに関するご説明となります。

オンラインセミナー「基礎編」のおさらいになります。



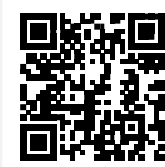
でんさいの特長

手形と同様の利用方法を採用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法である**手形と同様の利用方法を採用**
- 手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備

全国の金融機関で利用可能

- 全国の銀行・信用金庫・信用組合等で利用が可能
- **相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし**
- でんさい参加金融機関一覧はこちら →



でんさい参加金融機関一覧

手形と比べた場合のでんさいのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2. 事務負荷軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負荷を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能※

必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関ごとに取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。

手形とでんさいのコスト比較

【支払企業】

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※1
	手形印紙税:非課税～20万円	－(不要)
	手形郵送料:590円(一般書留)	－(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料 (IB利用料がかかる場合あり ※3)

【受取企業】

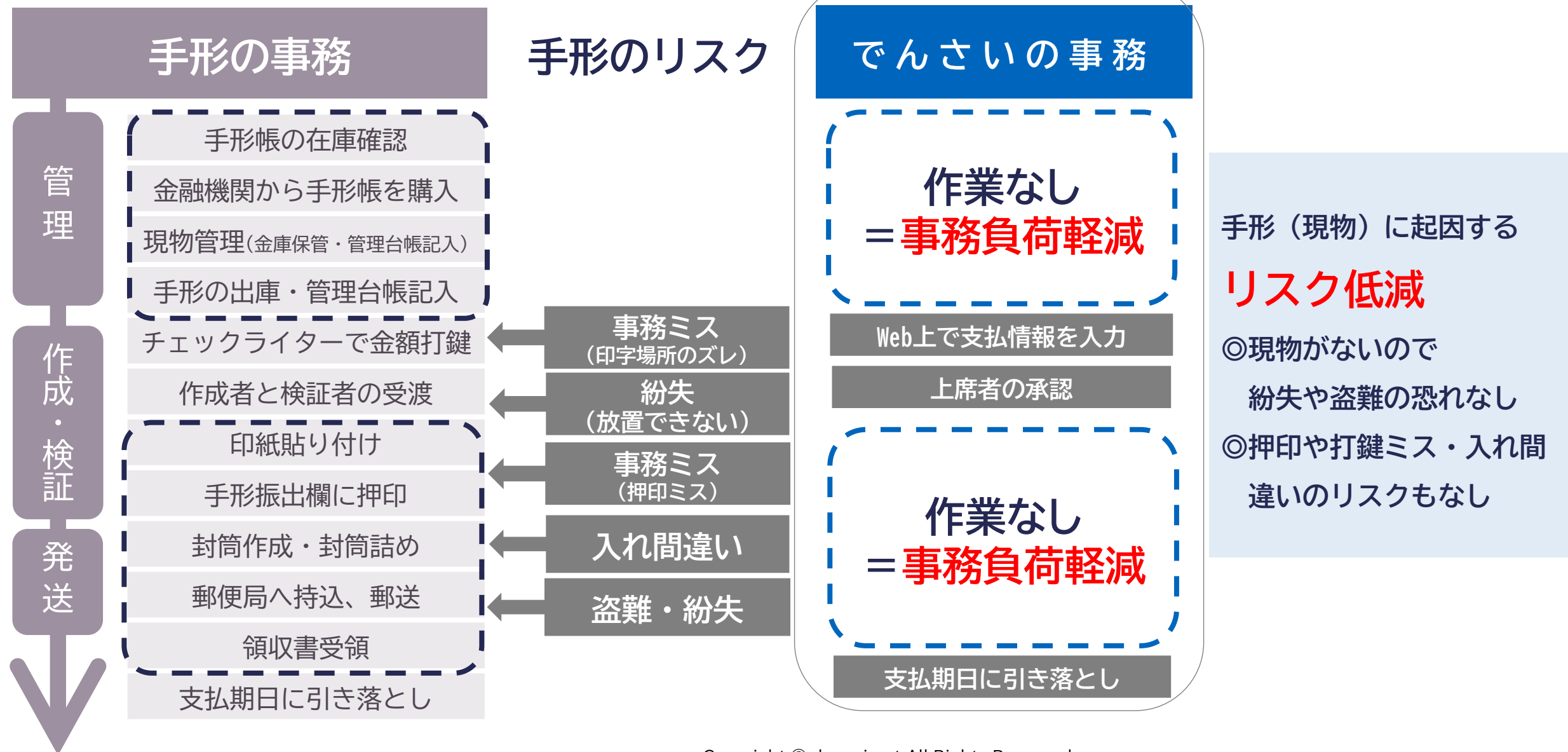
	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 (金融機関ごとに設定 ※2)
	領収書印紙税:非課税～20万円	－(不要)
	領収書郵送料:110円(定形普通)	－(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料 (IB利用料がかかる場合あり ※3)

- ※1 「でんさいライト」の発生記録手数料はでんさいネットが設定（後述）、「でんさいライト以外のでんさいでんさいネットサービス」の発生記録手数料は金融機関が設定しており金融機関ごとに異なる
 ※2 でんさいネットにおいては設定していない
 ※3 「でんさいライト」はIB利用料は不要

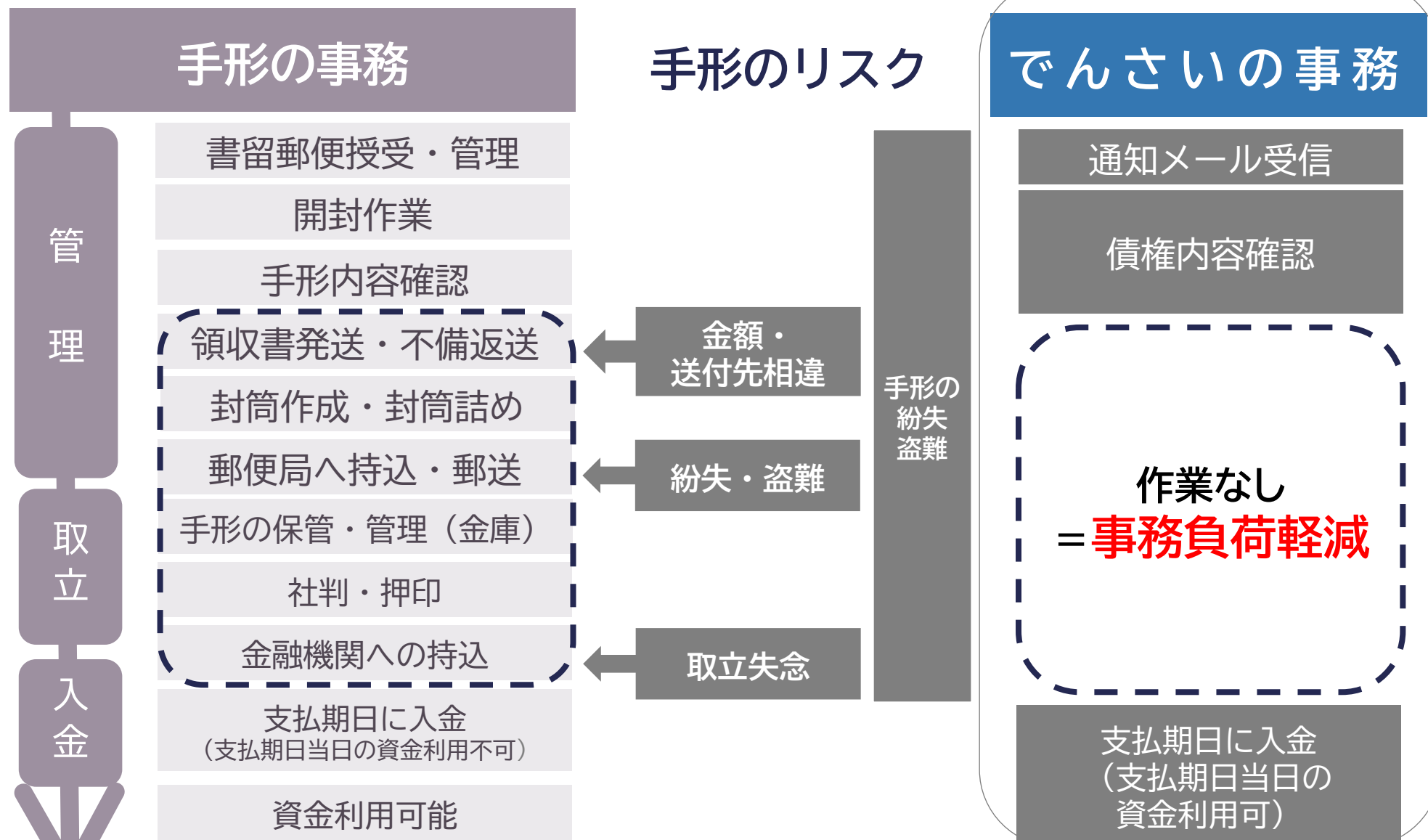
当事者間の合意により**領収書を不要**とすることが可能。

また、領収書を発行する場合も、でんさいで受領したことを記入すれば**非課税**。

支払企業における事務負担、リスク



受取企業における事務負担、リスク



受取企業にも

◎現物の管理不要

◎紛失リスクなし

といった

リスク低減

でんさい利用による資金繰り円滑化

支払期日当日に資金化

支払期日当日に入金が完了し、入金時点から資金利用が可能

割引・譲渡等に活用可

手形と同様に支払期日前に譲渡・割引ができ、担保として活用することも可能

※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる

分割が可能

受取企業は必要な資金の分だけ分割して資金化することが可能（支払企業は手形の分割振出が不要）

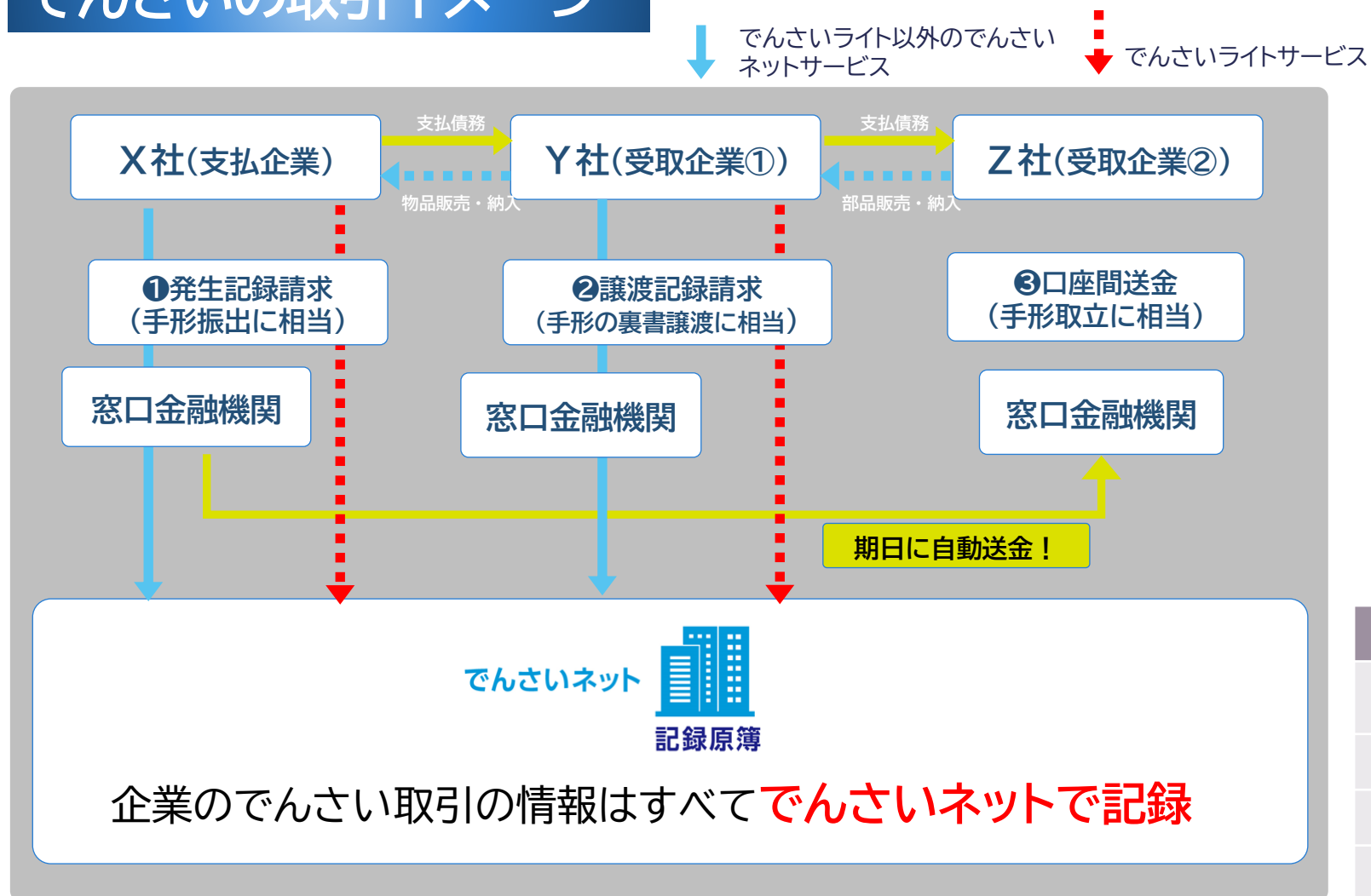
でんさいの安全対策

でんさいネットは、2013年の開業以来、**不正取引やシステムが停止するといった事象は発生はなし**

制度面	・金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 ・詐取等が生じた場合、記録された取引内容から相手先や流通経路の追跡が可能。
運用面	・でんさいを発生(振出)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 ・でんさいの発生(振出)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	・公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	・災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※事業者さまにおけるセキュリティ対策（ウイルス対策ソフトの導入等）も重要。

でんさいの取引イメージ



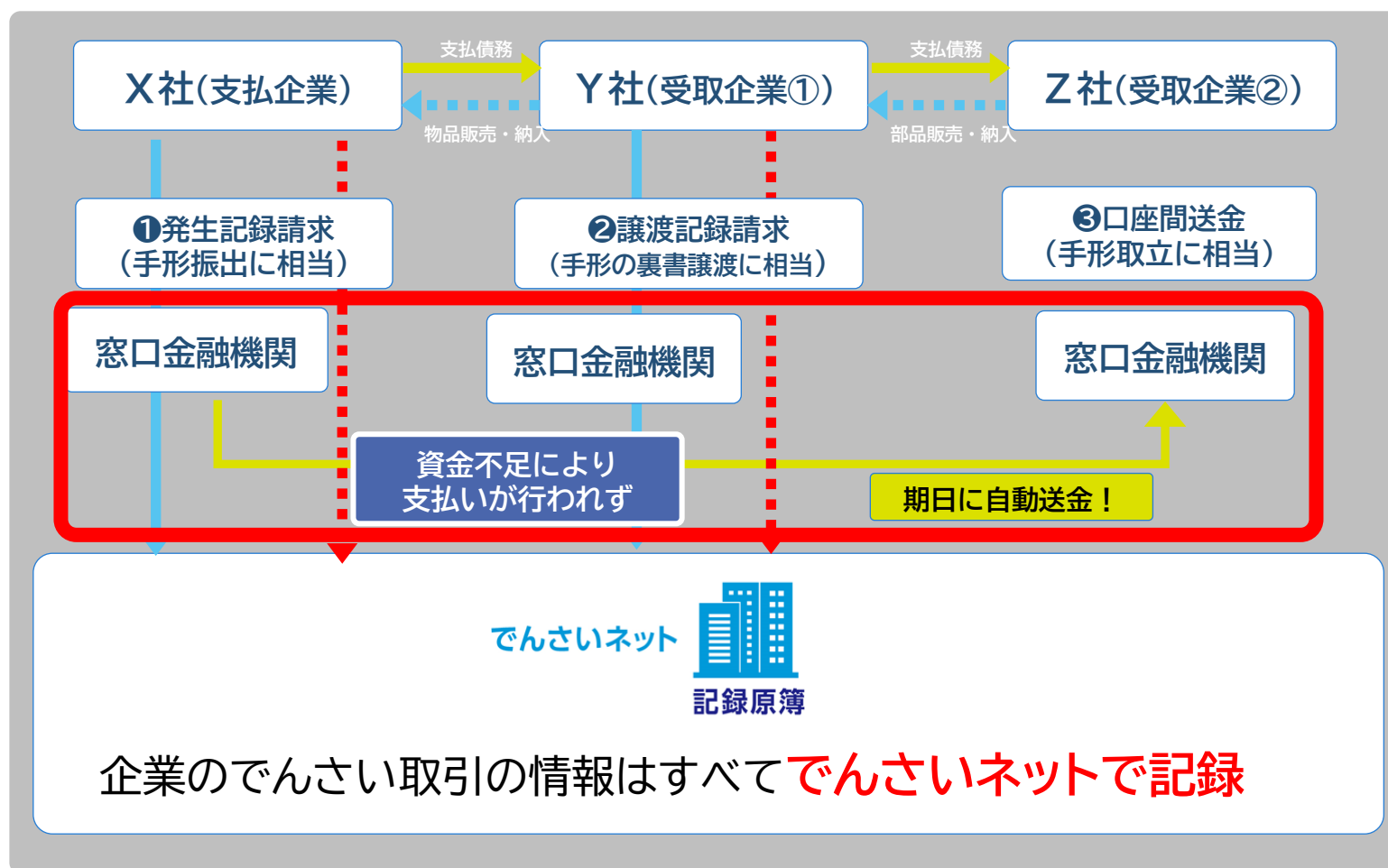
- 事業者さまが請求した情報はすべてでんさいネットにおいて記録
- 事務負荷を平準化するため、発生日(振出日)の**1か月前**から予約請求が可能(予約期間中は取消可能)
- 発生日から支払期日まで**最短3銀行営業日**必要

手形	でんさい	でんさいの詳細
手形金額	債権金額	1円以上100億円未満（日本円のみ） ※でんさいライトは1円以上100万円以下
振出日	発生日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の3銀行営業日後から10年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報

2

でんさいの基本的な仕組み（支払不能処分制度）

支払不能処分制度



資金不足などにより支払いが行われず、
6か月以内に2回目の支払不能が発生

- ・全ての参加金融機関に取引停止処分を通知
- ・取引停止処分として、

× 貸出取引

× でんさいの債務者としての利用

が **2** 年間停止

※支払不能が生じた旨は、支払期日の3銀行営業日後に通知される

（支払期日に口座間送金決済が行われなかった時点（支払不能通知前）で、支払履行遅滞となる）

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取引金融機関に届け出ないと支払不能となる

1

でんさいライトができた背景

2

でんさいの基本的な仕組み(おさらい)

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

3 でんさいライトの概要

でんさいライトとは

IB（インターネットバンキング）契約がなくてもでんさいを利用できる基本手数料が不要なサービス。
スマホやタブレットでも利用が可能。

IB契約が不要

IB契約がなくてもでんさいの利用が可能

基本手数料が不要

基本手数料などは不要で、サービスの利用 1 件ごとの手数料のみで利用が可能

かんたん操作

パソコンだけでなく、お使いのスマホやタブレットを使ってより直感的な操作が可能
アプリをインストールする必要はなし

- 2024年11月18日から
サービス開始

3 でんさいライトの概要

でんさいライト以外のでんさいネットサービスとでんさいライトの対照表

	でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)	でんさいライト
IB契約	(原則)必要	不要
IB基本手数料	(原則)必要	不要
でんさい利用申込先/ 資金決済	金融機関	金融機関
使用デバイス	主にパソコン	パソコン、スマホ、タブレット
利用画面	各金融機関が提供	でんさいネットが提供
支払金額の範囲	1円以上100億円未満	1円以上 100万円以下 (債務者請求等1件当たり)

- 手形から現行のでんさいネットサービスの導入に踏み切れていない事業者さまにおいても、でんさいライトのご利用を検討いただきたい

でんさいライトの**受取・譲渡**で利用する場合の**上限額なし**

IB契約不要、安価な手数料

でんさいライトは、IB契約が不要なため**初期契約料・月額基本手数料が無料**
手形利用と比べても**安価な手数料を設定**

「でんさいライトの主な手数料」

手数料種類	税込金額※	備考
発生記録手数料	264円	支払側として発生記録を請求（債務者請求方式）または受取側として発生記録を請求（債権者請求方式）した場合に課金
譲渡記録手数料	132円	債権者として保有しているでんさいについて譲渡記録を請求した場合に課金
分割（譲渡）記録手数料	264円	債権者として保有しているでんさいについて分割（譲渡）記録を請求した場合に課金
変更記録手数料	132円	変更記録（でんさいの支払期日や金額等の変更や発生記録の削除を行うためにする記録）を請求した場合に課金
支払記録手数料	132円	支払等記録（口座間送金決済以外の方法によりでんさいの決済を終えたことの記録）を請求した場合に課金

- でんさいライトの手数料はでんさいネットが一律で設定
- 詳細はでんさいライト「特設ページ」へ

※上記のでんさいネット所定の手数料とは別に、企業が金融機関を通じて行う書面請求（残高証明書の発行を含む）やでんさいの決済資金の口座への入金等に関して、金融機関所定の手数料が必要となる場合がある。詳しくは取引金融機関にご確認をいただきたい。なお、当月利用分の手数料を翌月末日（月末日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）に予め指定された口座から引き落とし。

かんたん操作

パソコンだけでなく使い慣れた**スマートフォンやタブレットも利用**できるため、外出先でもでんさいを利用が可能



パソコン



スマートフォン



タブレット

利用可能※

※ユーザー登録やでんさい取引に当たっては、SMS(ショートメッセージサービス)を受信できる機器(スマートフォンまたはタブレット)が必要



ご利用画面イメージ



スタートガイド
(でんさいライト利用申込者に対し
初期設定等の操作を説明)

- 専用アプリをインストールする必要もなし
- 直感的に操作ができる簡単な設計
- 操作説明動画やスタートガイドも用意

でんさいライトのセキュリティについて

でんさいライトは複数の認証を経てでんさいの支払等の操作を行うため、**不正利用されにくい仕組み**となっている



【本人なりすましへの対策】

- ・取引時の本人認証手段に**ワンタイムパスワード方式**を採用
- ・パスワードを規定回数以上、誤入力した場合の利用制限（利用再開には所定の手続きが必要）

【不正利用への対策】

- ・取引の操作を行う**担当者**と**承認者**を分けることが可能
- ・電子メールやFAXにより各種記録請求の受付結果や操作結果をお知らせ
- ・不正ログインに気付けるように、前回ログイン日時や取引履歴の確認が可能

- 事業者さま自身においてもセキュリティ対策、ID・パスワードの厳重な管理をいただきたい

でんさいライトはこのような方にオススメ

でんさいライトは、これから電子化対応(でんさいの利用)を検討いただく事業者さま(お取引先)にもご利用いただけるサービス



うちの会社は毎月10万円から30万円までの手形しか振出していないけど…

でんさいライトは、中小企業の事業者さまにも安心してご利用いただけるよう、1件当たりの**支払上限額を100万円以下に設定**



外出中にいつも使っているスマホででんさいを使いたい…

でんさいライトでは、パソコンだけでなく、**スマホやタブレット**を使って外出先でも簡単に操作が可能



取引先からでんさいの利用の依頼があるから、とりあえずでんさいを受け取ってみようかな

でんさいライトは**インターネットバンキング契約が不要**なため、気軽にでんさいの利用を始められるサービス



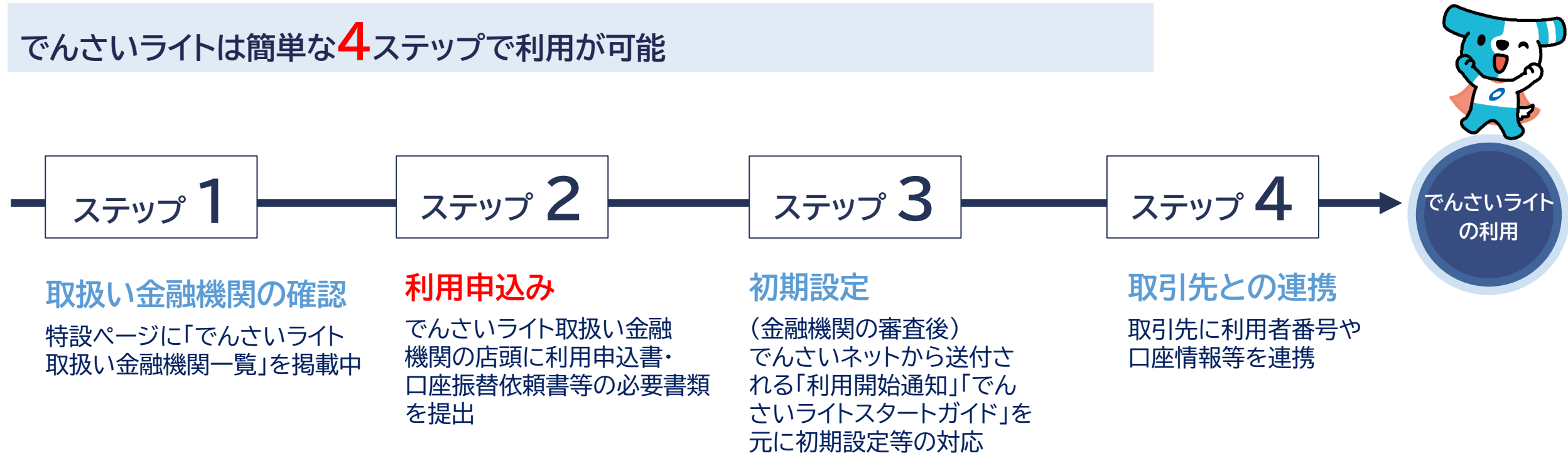
手形の枚数が少ないからでんさいに切り替えるメリットがなさそう

でんさいライトは基本手数料がかからないため、利用件数が少ない場合でも**切替メリットあり**

- **自社だけでなく**
お取引先に対してもぜひでんさいライトの利用のご案内をいただきたい

でんさいライトの利用までの流れ

でんさいライトは簡単な**4**ステップで利用が可能



- 詳しい利用申込方法については、でんさいライト特設ページの「**でんさいライト取引金融機関一覧/申込方法**」ページをご参照(次ページ)

でんさいライト取扱い金融機関一覧/申込方法ページ

でんさいライト取扱い金融機関の各種取扱情報を掲載

「でんさいライト取扱い金融機関一覧/申込方法ページの画面イメージ」



- でんさいライトを取扱う金融機関一覧の確認が可能
- 検索窓から、取扱い金融機関を検索可能（部分一致で検索可能）
- でんさいライトの利用申込方法は「PDFで作成」「店頭で記入」の **2種類**で、いずれも利用申込には **取引金融機関への申込みが必要**

「PDFで印刷の利用申込方法の説明画面イメージ」



「店頭で記入の利用申込方法の説明画面イメージ」



でんさいライトの利用申込みの流れ

「PDFで作成」「店頭で記入」の2つの申込方法について、金融機関ごとに受付可能な利用申込みの方法は異なる

PDFで作成

- でんさいライトの利用申込書作成フォームで利用申込書等を作成・印刷し、金融機関に来店、提出する方法

項目	説明	ステップ
申込情報の入力	でんさいライト上の利用申込書作成フォームを通じて申込情報を入力	1
利用申込書等の印刷	記入が完了するとPDFでダウンロードが可能。利用申込書（2枚）および口座振替依頼書（1枚）を印刷	2
必要書類の準備	商業登記簿謄本などの必要書類を準備（来店予約が必要な場合は予約）	3
来店	「ステップ2」の印刷物および「ステップ3」の必要書類を持参し、金融機関に来店	4
審査・登録等	金融機関において審査および利用者情報登録を実施	5
利用開始通知	問題なければ、登録から1週間程度で当該企業の手許に利用開始通知が到着	6

店頭で記入

- 金融機関に来店し、店頭で金融機関所定の利用申込書等に記入、提出する方法

項目	説明
必要書類の準備	商業登記簿謄本などの必要書類を準備。また、来店予約が必要な場合は予約
来店 申込書記入	「ステップ1」の必要書類を持参し、金融機関に来店。店頭で、金融機関所定申込書に記入
審査・登録等	金融機関において審査および利用者情報登録を実施
利用開始通知	問題なければ、登録から1週間程度で当該企業の手許に利用開始通知が到着

※金融機関ごとに受付可能な利用申込みの方法は異なるため、でんさいライト特設ページの「[でんさいライト取引金融機関一覧/申込方法](#)」ページをご確認いただきたい

でんさいライト特設ページ

特設ページにでんさいライトに関する情報を掲載しているため、まずは**本ページのご確認**を！

「特設ページトップ画面イメージ」



※画面イメージ

- これまでご説明したでんさいライトの概要や最新情報などを掲載中

<https://www.densai.net/densai-light/>
(特設ページ)



でんさいライト操作方法ページ

でんさいライトの「**操作説明動画**」や「**操作体験画面**」などを掲載

「でんさい操作方法ページの画面イメージ」



- でんさいライトの操作で最も使用する「発生記録請求」や「譲渡記録請求」の操作に関する動画や体験画面、マニュアル等を掲載
- 実際に利用（操作）される前に、利用イメージを掴むことが可能

「操作説明動画イメージ」



「操作体験画面イメージ」



1

でんさいライトができた背景

2

でんさいの基本的な仕組み(おさらい)

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

4 でんさいライトの操作方法

発生記録請求

承認

譲渡記録請求

1	でんさいライトができた背景
2	でんさいの基本的な仕組み(おさらい)
3	でんさいライトの概要
4	でんさいライトの操作方法
5	でんさいライトのよくあるご質問
6	手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

でんさいライトに関するご質問①

でんさいライトに関するよくあるご質問は、「特設ページ」のよくあるご質問へ

「でんさいライトのサービス概要に関するご質問」

ご質問	回答
でんさいライトは複数の金融機関で利用できるか？	でんさいライトの取扱いがある金融機関であれば利用可能。ただし、それぞれの金融機関ででんさいライトを申込み必要がある。
でんさいライトで受取や譲渡をする場合の上限額はあるか？	受取または譲渡で利用する場合の上限額の設定はない。
支払企業がでんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用した場合、受取企業においてでんさいライトを利用することは可能か？	可能。でんさいの利用者であれば、でんさいライトに限らず、でんさいライト以外のでんさいネットサービスからでも支払・受取は可能。
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用中だが、でんさいライトを利用すれば、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況もまとめて確認できるか？	利用契約が異なるため、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況をまとめて確認することはできない。それぞれのサービスの画面上でご確認いただきたい。
PCを利用しているが、SMSが受信できる機器は必ず必要か？ 誰がSMSの受信機器を持つ必要があるのか？	PCで利用する場合もスマートフォン等のSMS受信できる機器が必要となる。 でんさいライトについては、管理者ユーザーや承認者ユーザーといった権限に応じて、利用する電話番号をそれぞれ指定することができ、各ユーザーにおいてSMSの受信機器を持つ必要がある。

でんさいライトに関するご質問②

「でんさいライトの手数料に関するご質問」

質問	回答
でんさいライトの利用手数料はいくらか？	発生記録請求や譲渡記録請求などの利用 1 件ごとに手数料がかかる。なお、基本手数料はかからない。具体的な手数料金額については、特設ページをご確認いただきたい。
でんさいライトの利用手数料はいつ請求されるか？	でんさいネット所定の手数料については、当月ご利用分の手数料を翌月末日（月末日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）にご指定口座から引き落とさせていただきます。 なお、窓口金融機関所定の手数料の請求時期・請求方法については、窓口金融機関にお問合せいただきたい。
金融機関から手数料を請求される場合はあるか？ 受取企業が支払う費用はあるか？	窓口金融機関を通じて行う書面請求（残高証明書の発行を含む）やでんさいの決済資金の口座への入金等に関して、窓口金融機関所定の手数料が必要となる場合がある（受取企業が窓口金融機関に入金手数料などといった形で手数料が必要となる場合がある）。 手数料の有無・具体的な金額等については、窓口金融機関にお問い合わせいただきたい。
でんさいライトの利用手数料の請求書はインボイス制度に対応しているか？	でんさいライトの利用手数料の請求書はインボイス制度の要件を満たす適格請求書となっている。

でんさいライトに関するご質問③

「でんさいライトの利用に関するご質問」

質問	回答
同一企業がでんさいライトとでんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用したい場合、利用者番号は同一か？	利用者番号は同一である。
でんさいライトで100万円を超えるでんさいを発生をさせたい場合どうすればよいか？	でんさいライトの1件当たりの支払上限額は100万円になるため、100万円超のでんさいを発生させる必要がある場合は、でんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用をご検討いただきたい。なお、でんさいライトでも発生記録請求を複数回に分けて行うことで対応は可能だが、記録請求を行った回数分の発生記録手数料が必要となるためご留意いただきたい。
でんさいライトを通じてでんさい割引はできるか？	金融機関ごとに異なる。でんさいライトを通じたでんさい割引の取扱いが可能な金融機関については、「でんさいライト取扱い金融機関一覧/申込方法」ページをご確認いただきたい。
でんさいライトを利用したいが、何から始めれば良いか？	でんさいライトを利用するには、まずでんさいライトの取扱い金融機関に利用申込みをしていただき、金融機関による審査等を経たのちに利用可能。
でんさいライトで利用できるデバイスは何か？	パソコン・スマートフォン・タブレットを通じて、ウェブブラウザ経由で利用することが可能。なお、専用のアプリをインストールする必要はない。

でんさいライトに関するご質問④

「でんさいライトの利用に関するご質問(続き)」

質問	回答
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用しているが、同一の金融機関ででんさいライトも併用できるか？	多くの金融機関では、同一利用者の場合、どちらかのサービスを選択いただく取扱いとなることが想定される。なお、併用が可能な金融機関であっても預金口座はサービスごとに異なる口座を設定する必要がある。
でんさいライトは受取だけでも利用できるか？	受取だけでも利用ができ、受取（または譲渡）で利用する場合には上限額の設定はない。なお、金融機関によっては決済資金の入金時などに手数料がかかる場合があるため、詳しくは金融機関にご確認いただきたい。
でんさいライトではFAXで通知を受けることもできるか？	でんさいライトの操作画面上でFAX通知の利用設定を行うことが可能。なお、FAX通知のサービスのご利用に当たっては、当会社所定の手数料が必要となる。

- でんさいライトやでんさいネットサービスに関するよくあるご質問は、でんさいネットウェブサイト「よくあるご質問」ページに掲載中。

でんさいライトコールセンター  0120-585-866

(月曜日～金曜日(土日祝・年末年始を除く) / 9:00～17:00)

利用申込時の必要書類/金融機関へお支払いいただく手数料/割引サービスの詳細等は、取引金融機関にお問い合わせいただきたい。



1

でんさいライトができた背景

2

でんさいの基本的な仕組み(おさらい)

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

よくあるご質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定、2022年6月17日改定、2023年11月15日改定、2024年3月29日改定、7月19日改定
全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」

2026年度末までに電子交換所に持出される全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする。

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

（第10章 足腰の強い中小企業の構築 3. 大企業と中小企業との取引の適正化 （3）約束手形の利用の廃止）

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。

さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

（Ⅳ. GX・DX等への投資 5. DX （3）DX投資促進に向けた環境整備 ⑨中小企業等のDX）

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

（第3－2 各分野における基本的な施策 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

（3）相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済））

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

手形・小切手の電子化（廃止）について

- 手形・小切手の電子化（廃止）とは、手形（約束手形・為替手形）と小切手をそれぞれ代替となる電子的な決済手段の **電子記録債権（でんさい等）とインターネットバンキングによる振込** に移行することを指す。
- 手形・小切手の電子化の効果として、①事務負担軽減、②コスト削減、③リスク低減、④場所を選ばず利用可能、⑤資金繰り円滑化、といったメリットがある。

手形・小切手の電子化の方法

手形（約束手形・為替手形）



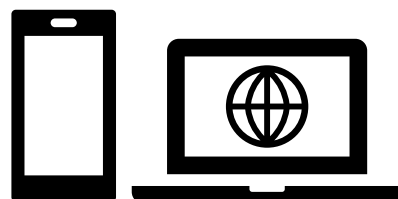
電子記録債権 （でんさい等）



小切手



インターネットバンキング （IB）による振込



手形・小切手の電子化の効果

① 事務負担軽減 （以下の対応が不要）

- ✓ 現物管理
- ✓ 手書き・ゴム印
- ✓ 印紙、押印、発送

② コスト削減 （以下の費用が不要）

- ✓ 郵送料
- ✓ 印紙代（手形のみ）
- ✓ 取立手数料

③ リスク低減 （以下の心配を軽減）

- ✓ 紛失・盗難・災害

④ 場所を選ばず 利用可能

- ✓ いつでも・どこでも
非対面の決済取引

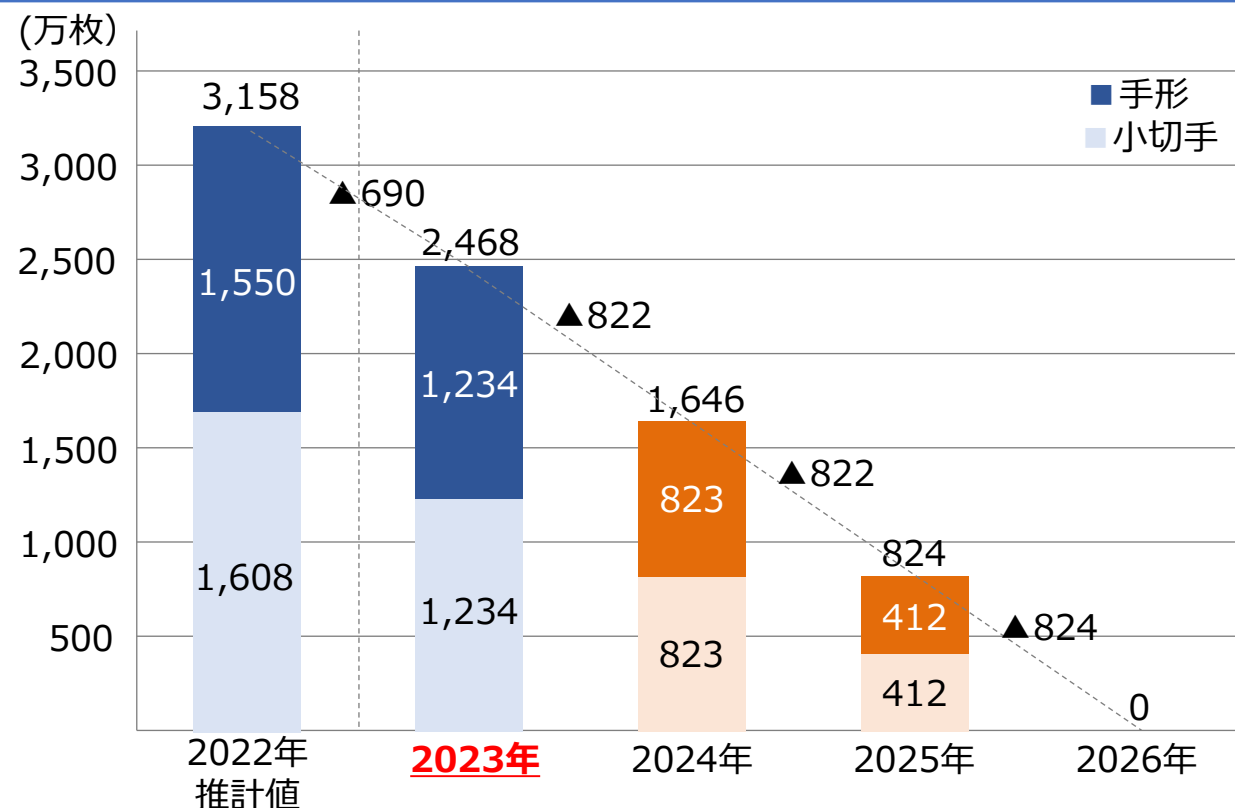
⑤ 資金繰り円滑化

- ✓ 支払期日に資金化
- ✓ 必要な分だけ分割
（でんさいのみ）

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

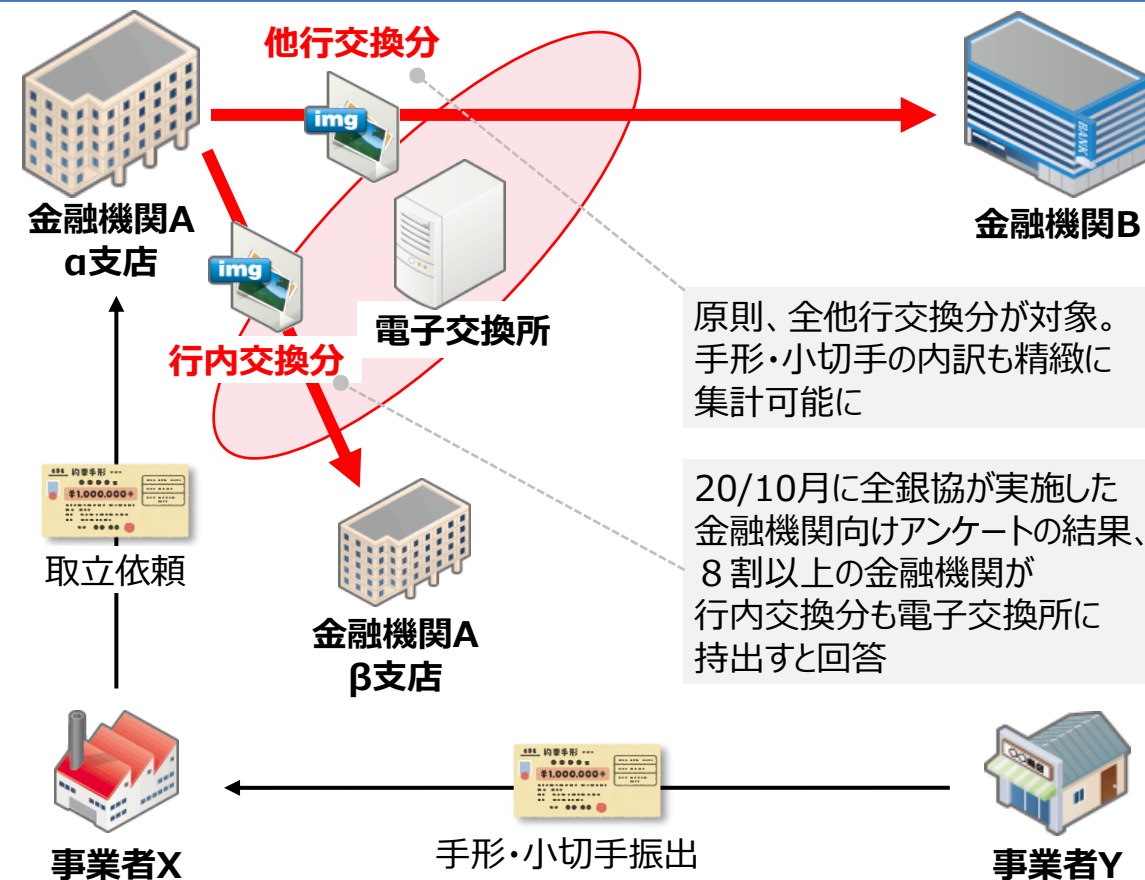
- 電子交換所における**2023年の交換枚数は2,468万枚**（手形1,234万枚+小切手1,234万枚）。
- 2026年度末までにゼロにするためには、**毎年822万枚（手形411万枚+小切手411万枚）減らしていく必要**。

電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※2022年推計値は、2022年の全国手形交換枚数（3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%）、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



金融機関における取組み事例

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	■ <u>全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用</u> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ <u>EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u>	■ <u>EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート</u> ■ <u>EBヘルプデスク活用</u>
地銀業態	■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ <u>専担者によるIB導入・操作サポート</u> ■ ■ <u>簡易版法人IB(月額利用料無料)提供</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
第二地銀業態	■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
信用金庫業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ <u>顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u> ■ <u>でんさい手数料無料キャンペーン実施</u>	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u>
信用組合業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ <u>法人IB手数料見直し</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>

金融機関における全面電子化に向けた施策

- 2024年以降、3メガバンク等の一部の銀行では、政府方針等を踏まえ、手形帳・小切手帳の発行終了予定の他、手形・小切手の振出期限の設定や他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止をウェブサイト公表。
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- また、昨年に続き、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止といった取組みを進めている金融機関が複数確認されている。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース（一部抜粋）

（三井住友銀行）

手形・小切手の発行終了等に関するお知らせ

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会により「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定されました。（全国銀行協会策定の自主行動計画については以下をご覧ください）

[一般社団法人全国銀行協会のホームページへリンクします](#)

これらの状況を踏まえ、弊行では、手形・小切手に関し、以下の対応を実施します。
これに伴い、各種規定を改定予定です。改定の詳細については別途ホームページにてご案内します。

手形・小切手帳の発行を終了します

2025年9月30日（火）をもって、手形・小切手帳の発行申込の受付を終了します。

手形・小切手の振出期限を設定します

※ 当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とします。期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

※ 2019年10月～2024年9月に発行より販売した未使用の手形・小切手については、今後、一定の条件を満たすものはご希望に応じて買戻する予定です。買戻しについての詳細は、2025年3月を目途にホームページにてご案内します。

https://www.smbc.co.jp/notice/202409_kinri.html

（みずほ銀行）

NEWS RELEASE

2024年9月6日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取組みについて ～手形・小切手の全面的な電子化に伴う 関連商品・サービスの商品性改定および取り扱い終了について～

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）とみずほ信託銀行株式会社（取締役社長：笹田 賢一、以下「みずほ信託銀行」）は、手形・小切手の全面的な電子化に伴い、関連商品・サービスの商品性改定等を別紙の通り実施いたします。

中小企業等のDX促進の観点から、政府が「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を閣議決定し、全国銀行協会は「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

みずほ銀行とみずほ信託銀行としても、2024年1月に当座勘定および代金取立の商品性を改定しましたが、今回、追加での商品性改定等を実施いたします。

今後は、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

〈みずほ〉は、2026年度末までに電子交換所への手形・小切手の持ち出しを終了する予定です。お客さまやそのお取引先の円滑な決済のためにも、2027年4月以降が期日となる手形・小切手の振り出しは行わず、代替手段への切り替えをお願いいたします。

〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含めたお客さまのDXを積極的に支援するとともに、より一層のサービス向上に努めてまいります。

※ 2023年9月22日ニュースリリース：
企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取組みについて
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定および代金取立の商品性改定～
https://www.mizuho.co.jp/release/pdf/20230922release_jp.pdf

以上

商品・サービス	取り扱い		商品性改定等の内容	改定日
	みずほ銀行	みずほ信託銀行		
当座勘定、代金取立、手形・小切手等	○	○	2024年1月以降に当座勘定を新規で開設したお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2027年4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立の受付停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2023年12月以前に当座勘定を開設済みのお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
	○	○	他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止 ^{※1}	2026年4月1日
銀行振出小切手	○	○	発行停止（預金入金扱いとは継続）	2026年4月1日
手形割引 ^{※2}	○	○	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止 (下記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形割引（債保証） ^{※3} 信用保証協会保証付手形割引（債別保証） ^{※3}	○	○	2026年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
	○	○	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規保証申込停止	2024年10月1日
手形貸付	○	○	2027年4月以降を期日とする手形貸付の新規実行停止 (債度内実行を含む。下記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
	○	○	2025年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形貸付（債保証） 信用保証協会保証付手形貸付（債別保証）	○	○	2026年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
手形・小切手用紙発行サービス ^{※3}	○	○	お取り扱い終了	2025年4月1日
支払票照会裏書手形割引	○	○	お取り扱い終了	2025年10月1日
パーソナルチェック	○	○	紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
手形裏書代行サービス	○	○	お取り扱い終了	2026年4月1日
手形一括管理サービス	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権流動化	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権信託	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日

※1 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます
※2 でんさい割引（信用保証協会保証付貸出を含む）については、引き続きサービスを継続いたします
※3 連絡、加印取扱い、特設印刷機方法で手形・小切手を発行するサービスです。（自前印刷機の使用も含む）一般的な手形・小切手の発行とは異なります

https://www.mizuho.co.jp/release/pdf/20240906release_jp.pdf

（三菱UFJ銀行）

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組み

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた検討を進めています。2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しています。

これらの環境を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを推し進めるため、新たに以下の対応を実施します。

＞ [一般社団法人全国銀行協会ホームページへ](#)、[📄](#)

手形・小切手の発行受付終了

受付終了日：2025年9月30日（火）

2025年9月30日（火）をもって、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手の発行受付を終了します。

また、お客さまにご指定いただいた内容にて加刷した手形・小切手（事前加刷手形・小切手）についても、2025年3月31日（月）をもって、発行受付を終了します。

対象となる当座勘定から現金出金が必要となる場合は、当座キャッシュカードをお申し込みのうえ、ご利用ください。なお、払戻請求書でもご対応いただけるようにする予定です（当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがございます）。詳細は、後日ホームページでご案内します。

※ 2024年1月4日（水）以降に開設いただく当座勘定は、手形・小切手の発行受付を行っておりません。

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

2026年3月31日（火）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

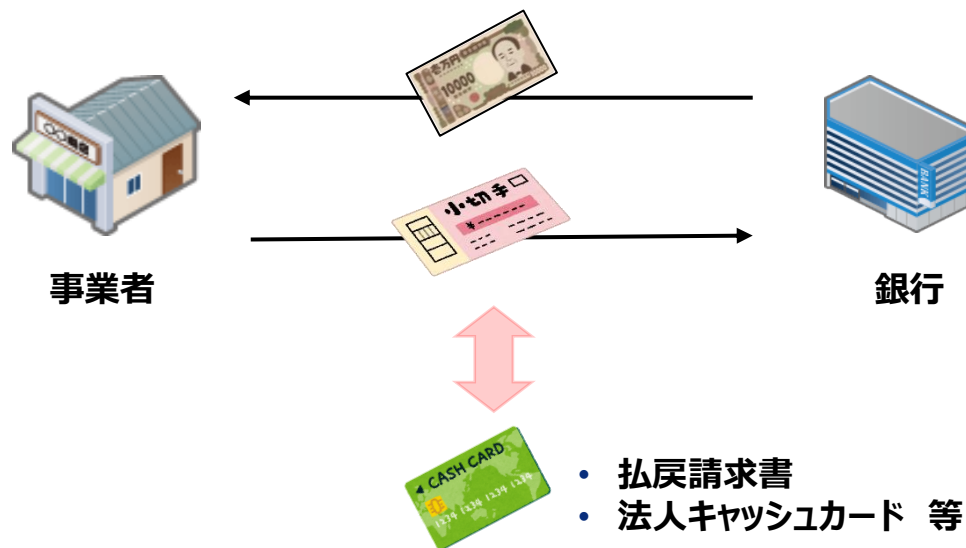
※ 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

https://www.bk.mufg.jp/info/tegata_kogitte_denshika.html

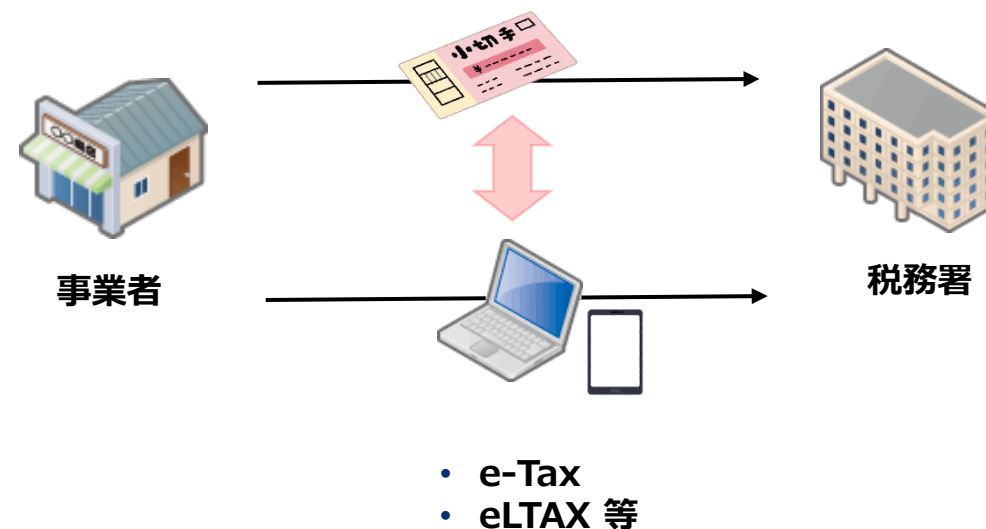
小切手による当座預金からの出金等について

- 小切手については、商取引に利用される他、当座預金からの出金や納税等のために利用されるため、電子交換所で交換される商取引の小切手を電子化したとしても、引き続き当座預金からの出金や納税のために小切手の利用が必要となるケースがある。
- 当座預金からの出金については、金融機関によっては、**小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード 等）によって、出金を可能とする**施策を実施（詳しくは取引金融機関にご確認ください）。
- また、納税においては、**e-TaxやeLTAX等による電子納付**も可能。小切手を利用せずに場所を選ばずにいつでも納付が可能。

当座預金からの出金



当座預金からの納税



2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化の対応として、

ぜひでんさいライトのご利用を！

